

本指針は、令和4年2月4日付け文部科学省事務連絡「日本人学生の1年未満の海外留学について（周知）」に基づき、プログラム実施部局（以下「部局」）と国際交流課が連携して学生の安全確保に万全を期し、要件を満たす海外留学を再開するにあたり必要な手続き等をまとめたものである。

なお、現在予定されているプログラムの他、今後新たに本学で計画する要件を満たす海外留学プログラムについても同様の手続きにより、学生の派遣を認めることとする。

### 【対象となる留学要件】

以下①～②の事項について、すべて該当するもの

- ① 外務省の感染症危険レベル2及びレベル3の国・地域への留学
- ② 次のプログラム等による留学
  - ・大学間交流協定・部局間交流協定に基づく留学
  - ・ダブルディグリープログラムによる留学
  - ・日本学生支援機構（JASSO）が実施する「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」による留学
  - ・日本学生支援機構（JASSO）が実施する「海外留学支援制度（協定派遣型）」による留学
  - ・日本学術振興会若手研究者海外挑戦プログラムによる留学
  - ・その他部局において実施するプログラムによる留学

### 【手続き】

- ① 日本出国、留学先入国に関する情報を国際交流課で確認  
（感染症危険レベル、出入国時の規制と必要な手続き、留学先の最新の感染状況等）
- ② 留学先大学等の情報を部局で確認  
（留学生受入状況、授業形態、ワクチン接種の義務化の有無、生活環境、感染時のサポート体制等）
- ③ ①と②の情報により、判断基準に照らし合わせ部局において派遣の可否を判断し、可とする場合には派遣のために必要な条件等を確認
- ④ 部局において、①と②の情報及び③の条件等を学生に伝え、意向を確認
- ⑤ ④の意向を確認後、部局において派遣の可否を確定し、派遣を決定した者について副学長（国際交流担当）へ速やかに報告（原則として留学開始予定の3ヶ月前まで確定）

### 【サポート体制】

- ① 部局及び国際交流課が連携し、派遣に向けてサポート、必要により学生の所属する部局とも連携する。  
（留学先窓口との情報共有、渡航に必要な手続きのサポート等）
- ② 部局及び国際交流課が連携し、留学をサポート、必要により学生の所属する部局とも連携する。  
（留学中の相談・緊急連絡体制整備、帰国に関する情報確認、帰国時のサポート体制整備）
- ③ 渡航中の事故・病気等に備え、本学が指定する危機管理サポートへ加入することが望ましい。

### 【判断基準】

1. 留学先国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入国時に必要な手続きへの対応が可能である。</li> <li>・国内での行動制限がない。制限があった場合でも日常生活に支障がない。</li> </ul>
2. 留学先大学等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入国時のサポート体制が整備されている。</li> <li>・コロナウイルス感染時のサポート体制が整備されている。</li> <li>・学修を継続するための防疫措置がとられている。</li> </ul>
3. 学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族・保護者から同意を得た上で留学を希望している。</li> <li>・指定された保険等へ加入し、本学で指示する事項の遵守を誓約できる。</li> <li>・原則として、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種2回以上を完了している。</li> </ul>



## 新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2以上に 指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目

- (1) 留学先国・地域における最新の感染状況を把握している。
- (2) 留学先国・地域への渡航手段がある。
- (3) 留学先国・地域に入国の可否及び入国に必要な手続きについて申請中又は完了している。
- (4) 留学中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入している。
- (5) 留学先国・地域への入国時における水際措置及び入国後取るべき行動について把握している。
- (6) 留学先国・地域で感染の疑いが生じた場合、濃厚接触者として指定された場合、感染した場合に留学先国・地域において取るべき行動及び相談先を具体的に把握している。
  - ・相談できる機関
  - ・検査できる機関
  - ・受け入れ可能な医療機関
  - ・滞在先
- (7) 留学先国・地域で必要な生活物資が確保できる。
- (8) 留学先大学等において留学生の受け入れ体制が取られている。
- (9) 留学先大学等において学修を継続するための防疫措置がとられている。
- (10) 留学先国・地域における感染拡大抑止のための法令（マスクの着用等）を把握している。
- (11) 今後、留学先国・地域において（再）流行した際取るべき対応をシミュレーションしている。
- (12) 留学先国・地域に渡航しないと当初の留学目的が達成できないこと。

「学生の海外留学再開に係る指針」における判断基準及び派遣のために必要な条件等について

- ・学生氏名 : \_\_\_\_\_
- ・学生番号 : \_\_\_\_\_
- ・学生所属 : \_\_\_\_\_
- ・アドバイザー : \_\_\_\_\_
- 指導教員 : \_\_\_\_\_
- ・派遣先 : \_\_\_\_\_
- ・派遣期間 : \_\_\_\_\_

令和 年 月 日 時点

留学先国	外務省の危険レベル	・危険情報： ・感染症危険情報：
	新型コロナウイルスの感染状況	
	出入国時の規制・条件	
	出入国時の手続き	
	行動制限 ※日常生活に支障がないか	
	ワクチン接種率（必要回数完了） ※追加接種除く	
	認証されているワクチンの種類	
留学先大学	留学生受入状況	
	入国時のサポート	
	授業形態	
	ワクチン接種の義務化の有無	
	キャンパス内・大学寮等の 行動制限	
	医療体制	
	感染時のサポート体制	
学修を継続するための防疫措置		

学生	保護者の同意	
	海外旅行保険・危機管理サービスの加入	
	ワクチン接種状況	
	ワクチン接種証明書（アプリ）	
	健康状態・既往症 ※必要に応じて医師への確認	
	渡航経路	
	渡航時の経由地の制限	

## 新型コロナウイルス感染症の影響下における短期派遣留学事前レポート

記入日：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

学生番号：\_\_\_\_\_

所属・学年：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_

### 1. 派遣先の危険情報について

渡航時、直行便でない場合は、経路地についても記入してください。

派遣先大学名 / 国・地域名	/
派遣期間	_____年____月____日～_____年____月____日
派遣先の危険情報	レベル：_____
派遣先の感染症危険情報	レベル：_____
経由する国・地域名	
経由地の危険情報	レベル：_____
経由地の感染症危険情報	レベル：_____

### 2. 派遣先国・地域における最新の新型コロナウイルス感染症の感染状況、行動制限及び感染対策を記入してください。

(感染者数、現地の法令、行動制限、ワクチン接種証明書による緩和措置等)

### 3. 入国に際して渡航前に行うべき手続き等について記入してください。

(陰性証明書、オンライン事前登録等)

※渡航時、直行便でない場合は、経路地における手続き及び制限事項等についても記入してください。

4. 入国時における水際措置及び入国後取るべき行動について記入してください。

(入国時の必要書類、自己隔離、移動方法等)

※渡航時、直行便でない場合は、経由地における手続き及び制限事項等についても記入してください。

5. 派遣先大学における感染対策及び行動制限等について記入してください。

(キャンパスへの入構制限、対面授業や課外活動等における防疫措置等)

6. 新型コロナウイルス感染症の感染の疑いが生じた場合、濃厚接触者として指定された場合、感染した場合における取るべき行動及び相談先を記入してください。

(派遣先大学の規則、相談できる機関、検査できる機関、受入可能な医療機関等)

※保護者と事前に十分相談し、万一上記に該当する場合に取るべき行動等について、シミュレーションしておいてください。

7. 2～6はどのように調べましたか？URLも記入してください。

8. 派遣先国・地域及び大学における感染対策・行動制限等を踏まえて、渡航中は、どのような感染対策を行いますか？

9. その他、質問・確認したいことなどがある場合はご記入ください。(自由記述)

渡航中は、新型コロナウイルス感染症に罹患する可能性があることを理解し、感染対策をしっかりと行ってください。

また、感染状況や現地の法令、行動制限について、常に最新情報を取得するようにしてください。